

薬生食輸発0206第1号
平成31年2月6日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産とうもろこしのアフラトキシン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成31年2月5日付け薬生食輸発0205第1号）にて通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、インド産とうもろこしの粉からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
インド	とうもろこし (粉を含む。 甘味種を除く。)		総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく願います。